

焼津市市民意見公募制度実施要綱

平成17年 3月25日
告示第39号

改正 平成18年 3月23日告示第49号

(目的)

第1条 この要綱は、焼津市市民意見公募制度（以下「市民意見公募制度」という。）に関する基本的事項を定め、市の市民に対する説明責任を果たすとともに、市民等が意見を述べる機会を保障し、寄せられた意見等を市政に反映させることにより、透明で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民意見公募制度」とは、市の基本的な施策等の形成過程において、その施策等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮して市の意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市に対して納税義務を有するもの
- (6) 市民意見公募制度に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 市民意見公募制度の対象となる市の基本的な施策等（以下「対象施策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な施策を定める計画、個別の分野における施策の基本的方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民の権利を制限し、若しくは義務を課することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る基本となる方針の策定
- (3) 幅広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定又は改定

2 前項各号に掲げるもののほか、施策等の趣旨に照らし、市民意見公募制度を実施することが望ましいものについては、その実施に努めるものとする。

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民意見公募制度を実施しないことができる。ただし、市民意見公募制度を実施しなかった対象施策等のうち、第1号に該当する場合（軽微なものは除く。）は、その理由を明らかにするとともに、当該対象施策等の実施後においても有用と認められるものについては市民等の意見等を聴くよう努め、第2号に該当する場合は、その手続等の実施において、できる限りこの要綱の趣旨に沿ったものとなるよう努めるものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

- (2) 対象施策等の策定に関し、意見聴取の手續等が法令等により定められているもの
- (3) 対象施策等の策定に関し、実施機関の裁量の余地が少ないもの
- (4) 対象施策等の策定に関し、審議会等の附属機関又はこれに類する機関が市民意見公募制度に準じた手續を経て策定した報告又は答申等に基づき実施機関が立案するもの
- (5) その他対象施策等の性質上、市民意見公募制度に適さないもの
(案の公表)

第5条 実施機関は、対象施策等の策定をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に対象施策等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により対象施策等の案を公表するときは、当該対象施策等の案を作成した趣旨、目的、背景等市民等が当該対象施策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 情報公開コーナー、公民館及び対象施策等を所管する課等における閲覧又は配布
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、広報やいづへの掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、市民等への周知に努めるものとする。

- 3 前条の規定による公表を行う際には、意見等の提出先、提出方法、提出期間等意見等の提出に必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、市民等が対象施策等の案についての意見等を提出するために必要と判断される時間等を考慮し、1月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

- 2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は実施機関が指定する場所への書面による提出とする。

- 3 意見等を提出しようとする者は、意見等を提出する際に、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を明記しなければならない。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、対象施策等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意思決定後の対象施策等の内容
 - (2) 提出された意見等及びこれに対する市の考え方
 - (3) 対象施策等の案を修正したときは、その修正の内容
- 3 実施機関は、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利害を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

- 5 第6条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用す

る。

(実施状況の把握)

第9条 市長は、市民意見公募制度を行っている案件について、その実施状況をとりとめ、一覧表を作成し、情報公開コーナー及び市のホームページにて公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、対象施策等の案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民意見公募制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある対象施策等については、この要綱の規定は適用しない。

附 則 (平成18年3月23日告示第49号)

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日告示第90号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。